

廃棄物の適正処理に向けて

環境省中部地方環境事務所

廃棄物・リサイクル対策課

適正処理のための制度

- (1) 産業廃棄物処理業者選定時に**
- (2) 産業廃棄物処理委託契約の前に**
- (3) 産業廃棄物の排出時に**

(1) 産業廃棄物処理業者選定時に

優良産業廃棄物処理業者認定制度

～産業廃棄物処理業者の優良化の促進～

改正概要

事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間(現行は一律5年)を7年とする。

- ・ 原則として許可更新と同時に申請を行う。ただし、既に継続して5年以上許可を受けている場合は、現在の許可の有効期間満了日までは、任意のタイミングで申請可能。
- ・ 申請時には、優良基準に適合することを証する書類を添付書類として提出する。
- ・ 都道府県知事は優良基準に適合すると認める場合、優良マークの許可証を交付する。
- ・ 優良基準は、以下のとおり。
 - － 従前の許可の有効期間において、事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと。
 - － 法人に関する情報、事業計画の概要、施設及び処理の状況などをインターネットで公開し、一定頻度で更新していること。
 - － ISO14001やエコアクション21等による認証を受けていること。
 - － 電子マニフェストの利用が可能であること。
 - － 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、法人税等を滞納していないこと等、財務体質が健全であること。

効果

- 優良な処理業者は、許可更新に要する事務負担が軽減される。
特に広域的に事業展開する処理業者にとっては大きなインセンティブとなる。
- より信頼できる優良な処理業者の育成が進む。

排出事業者が安心して委託できる優良な処理業者を容易に選択できるようになり、排出事業者責任の確実な履行を補完する。

1. 旧制度と新制度の違い

	優良性評価制度（旧制度）	優良産廃処理業者認定制度（新制度）
根拠規定	施行規則（第9条の2第3項）	法律（第14条第2項など）
制度の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ①処理業者が任意で自治体に申請 ②自治体は、当該申請者が優良基準に適合しているか審査し、評価する。 ③行政は基準適合業者について排出者に周知し、活用を呼び掛ける 	（変更なし）
優良業者のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者から選ばれやすくなる ●申請時の添付書類を省略可 	<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者から選ばれやすくなる ●申請時の添付書類を省略可 ●許可の有効期間が、通常5年のところ、7年に延長される ●財政投融资における優遇（低利融資）
優良基準	<ul style="list-style-type: none"> ●直前5年以上、不利益処分を受けていない ●指定の項目について情報公開している ●環境配慮の取組みをしている 	<ul style="list-style-type: none"> ●直前5年以上、特定不利益処分を受けていない ●指定の項目について情報を公表している （指定の項目を追加） （情報公表期間は6カ月以上） ●環境配慮の取組をしている ●電子マニフェストに登録している ●財務体質が健全である

2. 優良産廃処理業者認定制度のメリット

1. 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)
2. 許可証などにより排出事業者へ
PRが可能
3. 排出事業者は、優良認定業者に委託し
ている場合は、処理状況を公表情報によ
り間接的に確認可能
4. 許可申請時の添付書類を一部省略可能

優良産廃処理業者認定制度

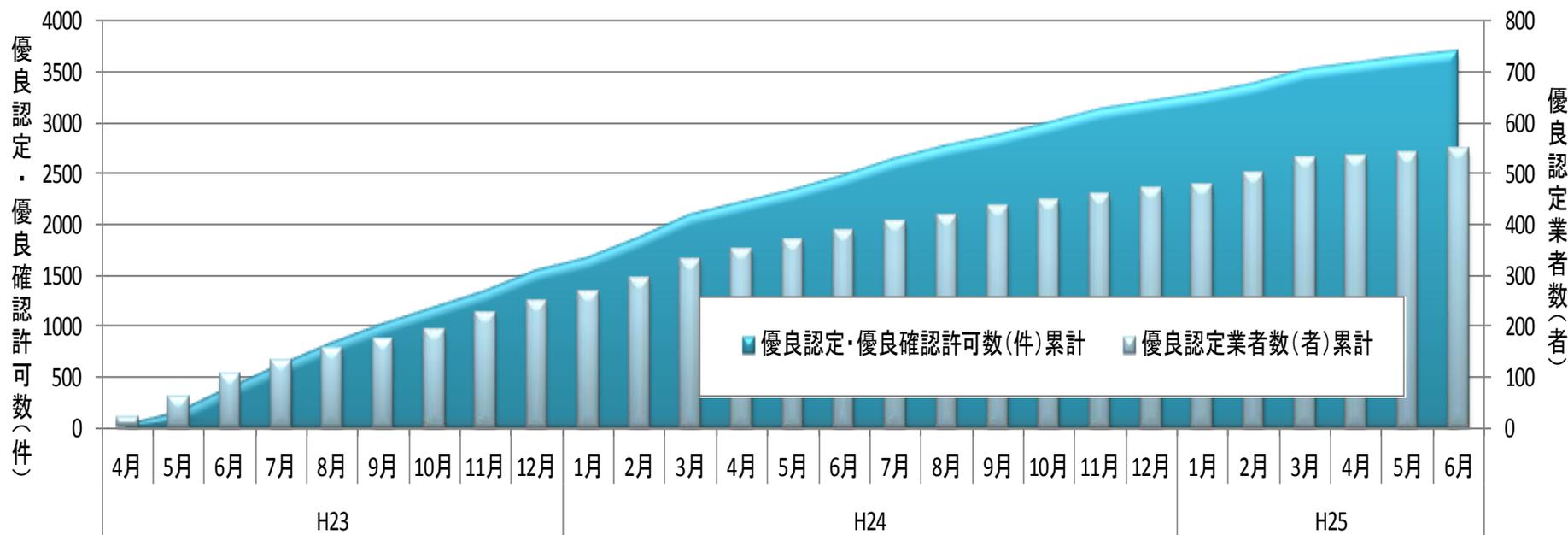
優良認定数の推移

平成25年6月30日現在

優良認定年月	H23												H24												H25						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
各月の優良認定・優良確認の許可数(件)	39	123	238	223	213	187	162	161	202	123	196	226	122	119	143	165	126	102	122	134	78	75	95	140	64	66	54	3,698			
優良認定・優良確認許可数(件)累計	39	162	400	623	836	1023	1185	1346	1548	1671	1867	2093	2215	2334	2477	2642	2768	2870	2992	3126	3204	3279	3374	3514	3578	3644	3698	-			
各月の新規優良認定業者数(者)	18	44	45	26	21	19	19	34	23	18	26	36	19	19	21	16	12	19	13	12	9	9	22	30	4	8	5	547			
優良認定業者数(者)累計	18	62	107	133	154	173	192	226	249	267	293	329	348	367	388	404	416	435	448	460	469	478	500	530	534	542	547	-			

※ 優良認定されてから把握されるまで数週間程度要するため、平成25年5月～6月の数は暫定値です。

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移

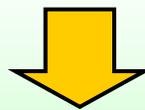


3. 環境配慮契約法

ねらい

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、

- 一定の競争性を確保しつつ、
 - 価格に加えて環境性能を含めて評価して、
 - 最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする
- 仕組みを制度的につくる



- ・ 国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減
- ・ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

① 義務

国及び独立行政法人等：義務

責務
(法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➔ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - ➔ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定(法第5条)
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

- ◇電気の供給を受ける契約
- ◇自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇船舶の調達に係る契約
- ◇省エネ改修(ESCO)に係る契約
- ◇庁舎等の建築物の設計に係る契約
- ◇産業廃棄物の処理に係る契約等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、
➤基本方針に従い、環境配慮契約の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない(法第6条)
➤環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知(法第8条)

(取組が不十分)
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)

② 努力義務

地方公共団体等：努力義務

責務
(法第4条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➡ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進（供給面）
 - ➡ 供給サイドへの働きかけ

環境配慮契約の推進（法第11条）

- 環境配慮契約の推進に関する方針の作成（第1項）
 - ➡ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
 - ➡ 法律上で記載が求められる事項は、取り組む契約の種類のみ（電力・自動車・船舶・ESCO・建築・産業廃棄物等）
- 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：地方公共団体及び地方独立行政法人¹⁰

③ 平成25年2月の基本方針の改定の概要

1. 固定価格買取制度の導入に伴う裾切り方式の変更

電気の供給を受ける契約において再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入に伴い、裾切り方式の評価項目を「新エネルギーの導入状況」から「再生可能エネルギーの導入状況」に変更

2. 産業廃棄物の処理に係る契約を新たな契約類型に

平成23年度より検討を実施してきた「産業廃棄物の処理に係る契約」を6つ目の契約類型として、環境配慮契約法基本方針に位置づけ、平成25年度より運用開始

3. 入札条件を燃料種別に設定する原則を削除

燃料種別に入札条件を設定する原則について、発熱量換算燃費値により比較可能となる車種があるため、基本的事項から削除

④ 産業廃棄物の処理に係る契約（i）

基本的考え方

- 温室効果ガス等の排出削減への取組、優良認定制度への適合の評価による裾切り方式
- 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減による各環境質の保全を考慮
- 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、産業廃棄物を資源として捉えた循環的利用への取組、優良認定制度への適合状況を考慮
- 入札条件は、処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類等の特性を踏まえ、調達者において設定

④ 産業廃棄物の処理に係る契約 (ii)

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、満点の**6割以上**の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

- ① 環境配慮への取組状況 (基本項目のみ)
 - 環境/CSR報告書の作成・公表
 - 温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
 - 全従業員に対する研修・教育の実施

- ② 優良基準への適合状況
 - 優良適性 (遵法性)
 - 事業の透明性
 - 環境配慮の取組
 - 電子マニフェスト
 - 財務体質の健全性

④ 産業廃棄物の処理に係る契約 (iii)

産業廃棄物処理業者の評価項目及び評価内容の例 (基本項目)

評価項目		評価内容
環境配慮への取組状況	事業者共通	
	環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表により評価
	温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定・公表を評価
	全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価
優良基準への適合状況	認定制度への適合	
	優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないことにより評価
	事業の透明性	インターネットによる情報公開等により評価
	環境配慮の取組	ISO14001等環境マネジメントシステムの認証を受けていることにより評価
	電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへの加入の有無により評価
	財務体質の健全性	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価

④ 産業廃棄物の処理に係る契約 (iv)

産業廃棄物処理業者の業態固有の評価項目及び評価内容の例（追加項目）

評価項目		評価内容
環境配慮への取組状況	収集運搬業	
	環境に配慮した運転・管理	エネルギー使用量の把握、エコドライブ、車両点検・整備の実施状況等により評価
	低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費・低排出ガス車の導入割合により評価
	中間処理業者	
	低公害型建設機械の導入	処理に当たって建設機械を導入している場合は排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価
	熱回収の実施	処理に当たって発電、熱供給、余熱の有効利用を行う場合はこれを評価
	最終処分業者	
低公害型建設機械の導入	処理に当たって建設機械を導入している場合は排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価	

- 中間処理業者の再生利用の取組として産業廃棄物の種類に応じた再生利用方法や再生利用率等を必須項目として仕様書に盛り込むことや評価項目としての設定も可能